

東京都発達障害専門医療機関初診待機解消事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 8 月 5 日付 7 福祉障精第 787 号

改正 令和 8 年 7 月 1 6 日付 8 福祉障療第 352 号

(通則)

第 1 条 発達障害専門医療機関初診待機解消事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この事業は、医療機関内で発達検査若しくは発達障害の診断（以下「発達検査等」という。）の前後におけるアセスメントやカウンセリングに従事する職員を配置することで、発達検査の迅速化や発達障害診断の早期化を図り、地域における発達検査等に係る待機を解消することを目的とする。

(補助の対象)

第 3 条 補助事業者及び補助対象経費は、次に掲げる事項とする。

(1) 補助事業者

都内に開設している精神科又は小児科を標榜する医療機関のうち、主として 1 8 歳未満の児童を発達検査等の対象とし、かつ、次のいずれかに該当する医療機関とする。

ア 発達検査等について委託、協定等に基づき区市町村から発達検査等の受入れをしている医療機関

イ 発達検査等の実施結果を踏まえて、地域の支援機関を紹介する等、発達障害の支援について区市町村と連携して取り組む医療機関

ウ その他、医療機関の発達検査実施や待機発生状況を踏まえ、補助対象とすることが適切であると東京都知事（以下「知事」という。）が認める医療機関

(2) 補助対象経費

この補助金は、医療機関内で発達検査等、発達検査等の前後で実施するアセスメントやカウンセリング、又は関係機関との連絡調整等に従事する職員の人件費として、次に掲げる費用を補助対象経費とする。ただし、このうち令和 6 年度以前から発生している経費については、令和 6 年度の水準と比較した際の増分を補助対象とする。

ア 基本給

イ 諸手当（初任給調整手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等）

ウ 社会保険料

エ その他、アからウまでに準じる経費として知事が認めるもの

(3) 補助基準額及び補助率

補助基準額は、1 医療機関当たり 4, 6 0 5 千円とし、補助率は 1 0 分の 1 0 とする。

(4) 補助事業者の制限

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

(補助金の交付)

第 4 条 補助金の交付額は、第 3 条（3）に定める補助基準額と、補助対象経費の実支出額からその費用のための収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。

2 補助事業者は、別記第 1 号様式に関係書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、申請をする際には、別記第 5 号様式に規定する誓約書を添付すること。

3 知事は、第 2 項の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請書及び関係書類の内容を審査し、適当と認めたときは、第 8 条の補助条件を付して交付を決定し、補助事業者に交付決定の通知を行うものとする。

4 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、別記第 2 号様式による請求書に次に掲げる書類を添付し、知事に対して補助金の支払を請求するものとする。

ア 人件費支払予定調書

イ 当該職員の賃金台帳の写し

ウ 印鑑証明書

エ 給与規程の写し

5 知事は、第 4 項の規定による補助金の請求が適当と認めるときは、速やかに補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、支払回数及び支払時期を変更することができる。

6 補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更する場合は、第 2 項の規定に準じて、変更交付申請を行うものとする。

7 この補助金は、東京都会計事務規則（昭和 3 9 年東京都規則第 8 8 号）第 8 3 条第 1 項第 4 号により概算払をすることができる。

(実績報告書の提出)

第 5 条 補助事業者は、補助事業の実績に関し、別に定める日までに、別記第 3 号様式に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第6条 知事は、第5条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 概算払により補助金の交付を受けている場合、補助事業者は、額の確定の通知を受けた後、速やかに精算書（別記第4号様式）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

(是正のための措置)

第7条 知事は、第6条の調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(補助条件)

第8条 この補助金は、次の条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 種目別の経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

補助事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

補助事業者は、知事の求めに応じて、事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令及び遂行の一時停止命令

ア 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 是正のための措置

知事は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(7) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 交付金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、第6条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(8) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(7)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 知事は、第6条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(9) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、(7)のアの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、交付金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(10) 違約加算金の計算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における(9)のアの規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの日において受領したものとする。

イ (9)のアの規定により補助事業者が納付した違約加算金は、補助事業者の納

付した金額が返還を命じた交付金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(1 1) 延滞金の計算

(9) のイの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(1 2) 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(1 3) 財産処分の制限

ア 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

イ 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(1 4) 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(1 5) 他の補助金との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けてはならない。

(1 6) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（別記第 6 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を東京都に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。